

(一社) 埼玉県PTA安全互助会

「PTA一括加入保険(プランI)」および団体傷害保険(任意加入)のご案内

陽春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当PTA活動に対し格別なるご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、皆さまご存知のとおり、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、埼玉県では、自転車利用者に対し、自転車損害保険等の加入が「義務化」となっております。

これをうけて、当PTAでは、万一の事故の際に、未加入のご家庭がないよう(一社)埼玉県PTA安全互助会「PTA一括加入保険」の団体加入を採用しております。下記に、補償内容をご案内申し上げますのでご確認ください。

また、自転車事故以外の補償(例:お子様の部活動中のケガ、熱中症、新型コロナウイルス感染症、弁護士費用、日常生活における賠償事故等)も望まれる会員様のために、任意加入の「団体傷害保険のご案内」パンフレットを併せてお配りいたしますので、各ご家庭にてご検討の上、お手続きをお願いいたします。

記

PTA一括加入保険・プランI【自転車総合保険】概要(保険期間:2022年4月1日午後4時から1年間)

補償	保険金額	補償内容	被保険者(保険の対象者)の範囲
賠償責任	1億円 (自己負担額なし)	日本国内において、 <u>お子さま・教職員の方やそのご家族が、自転車の所有・使用・または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</u> 「示談交渉サービス」がご利用いただけます。 お客さまに代わって、損保ジャパンが示談交渉をお引受けし事故の解決にあたります。	本人※1とご家族(同居の親族※2) なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
傷害	死亡・後遺障害 55万円	日本国内において、 <u>お子さま・教職員の方が自転車事故によって、傷害を被った場合に保険金をお支払いします。</u> 《事故例》 ・自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ ・運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガ	本人※1のみ(園児・児童・生徒・教職員)

※1 本人とは自転車総合保険に加入するためにリストに登録された「園児・児童・生徒・教職員」のことです。

※2 親族とは、6親等内の血族、3親等内の姻族です。

- 保険契約者: 一般社団法人埼玉県PTA安全互助会
- 年間保険料: 1,320円(団体割引が30%適用されています)
- 引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

<一括加入プラン>・任意加入用>

個人情報の取扱いについて
保険契約者(埼玉県PTA安全互助会)は、本契約に関する個人情報(学校名・氏名・生年月日)を、損害保険ジャパン㈱に提供します。
個人情報の取扱いに関する詳細については損害保険ジャパン㈱公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

以上

【事故が起こった場合】 ☎0120-727-110(24時間365日) お掛け間違えにご注意ください。

2022年度

損保ジャパン 事故サポートセンター

■次の事項をオペレーターにお伝えください。

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ① 証券番号:912212G813 | ② 契約者名: 一般社団法人埼玉県PTA安全互助会 |
| ③ お子様(被保険者)のお名前 | ④ 事故日時・事故内容 |

※ご不明点等ございましたら、取扱保険代理店:株式会社カイトー(TEL:03-3369-3107)までご連絡ください。